

しわくハイキングクラブ 会則 (2023年4月 改訂)

第一章 総則

第1条 この会の名称は「しわくハイキングクラブ」と称する。

第2条 この会はハイキングおよび登山愛好者の個人加入で構成します。

第3条 総会、役員会、例会、準備会は、丸亀市城西コミュニティセンターなどで実施する。場所の確保が難しい場合は、ファミリーレストラン、喫茶店で行うことも可とするが、費用は良識ある金額に留めること。

第二章 会員

第4条 入会するには会則を承認し、入会金と会費を納入すれば会員となれます。但し18歳以上の者とします。

第5条 正会員とOB会員で構成する。OB会員の規定については細則に定める。

第三章 目的および活動

第6条 この会は、登山やハイキングの普及と向上、自然保護を活動の中心に捉え、ハイキング及び登山等の行事を計画実施します。

第7条 前条の目的を、実施活動を通じて会員相互の親睦を図り、併せて健全な心身を作り上げて行きます。

第8条 この会は、目的達成のため全会員の協力のもと、次のことを実施します。

- 1 年間のハイキングや登山の事業計画については、総会において決定します。総会において決定できなかった計画及び変更については役員会、例会において決定します。
- 2 会報浮雲を毎月、月末までに発行します。
- 3 毎月実施する計画その他のお知らせ等は浮雲に掲載し周知します。
- 4 例会は通常月1～2回開き、年度計画を立案する時期には適宜回数を増やす。
- 5 山行については、リーダーを決定し、日程、コース、利用交通機関、参加者名、役務を決め、計画書を作成すること。日程、コース、利用交通機関が決定していない山行については、準備会あるいはこれに代わる手段での打合せ会を開く。決定した事項及び役員の任務分担については、必ずこれを守り従うこと。
- 6 計画実施後は、定められた期日までに記録などの報告書を会報部に提出すること。

第四章 機関と役員

第9条 この会は次の機関を置きます。

1 総会

一年間の総括と次年度の計画を決定するため毎年1回代表が招集します。議決は出席者の過半数をもって決定します。

2 役員

1 この会は、次の役員を置きます。

代表1名、山行企画管理 若干名、組織管理 若干名、会報編集 若干名、会計1名
監査1名。

2 役員の選任については、総会において決定します。

3 役員の任期中に欠員が生じた場合は役員会において決定することができる。

4 代表の任に当たる人がいない期間は、他の役員が代行することができる。

第五章 財政

第10条 この会の経費は、年間会費1,000円で賄う。年間会費は、印刷した会報を受け取っている会員は印刷代として1,000円加算（合計2,000円）、これを郵便で受け取っている人はさらに1,000円加算（合計3,000円）とします。また、新入会員の入会金は1,000円とします。なお、OB会員については年間会費は不要とする。

通常経費で賄い得ない事態が生じた場合は、臨時総会において議決を求めます。

区分	年間会費	会報代	郵送代	合計
印刷済会報・郵送で受取	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
印刷済会報・会員配布で受取	1,000円	1,000円	無料	2,000円
自分で印刷	1,000円	無料	無料	1,000円

第11条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、年間会費、会報代は、年度初めに徴収します。一年間の収支決算報告は、総会において行い、承認を求めます。

第六章 雑則

第12条 役員会は、会則に定めのない事項については、会の精神に基づいて処理します。

第13条 自然と人間の共生をよく理解し、特に自然や環境に留意すること。

第14条 会山行の実行にあたり、リーダーは登山計画書を作成し参加者に周知すること。また山行企画委員と帰着報告者へ登山計画書を配布すること。

第15条 山行申込みの際、その計画が自分の体力や技術から見て適当か判断すること。判断に迷う時は山行企画管理に聞くこと。

第16条 事故を起こさないため、山行中は自分で勝手に判断して行動することなく、必ずリーダーの指示に従うこと。

第17条 山行中は事故を起こさないよう十分に注意すること。もし事故が発生した場合は、全員が協力して対処すること。重大事故で救助の必要な時は、会、役員を通じ救助隊へ要請する。

第18条 遭難事故にかかる費用は、山岳保険や旅行傷害保険を含めて、すべて参加者の個人負担とします。

第19条 会の反組織的活動をした者、会費の6ヶ月滞納者は、退会とします。

第20条 会のために功績があったと認められた会員は、総会の場で表彰します。

第21条 会員は、参加回数表彰があります。30回、60回、100回、200回、300回、400回、500回、600回等、それぞれ記念品を贈り表彰します。

第七章 附則

第22条 会則の改正は、総会において議決します。

第23条 この会則は平成12年4月2日より実施します。

改正年月

平成14年3月31日、平成16年4月11日、平成27年4月5日、平成29年4月9日
2019年4月 7日、2020年4月、2021年4月、2023年4月